

(法務委員会)

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 退職手当の支給率の改定

最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額に引き下げる。

二 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。